

# 協議会だより

Vol. 65 (2023年12月15日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

## 山茶花(サザンカ)

童謡「たきび」の歌詞にもある山茶花(サザンカ)は、日当たりのよい庭で11~12月に咲き始める冬時期の貴重な彩りです。

漢字表記の山茶花は、中国語でツバキ類一般を指す「山茶」に由来し、サザンカの名は、山茶花の本来の読みである「サンサカ」が訛って「サンザカ」になり、音位転換して「サザンカ」になったと言われています(Wikipedia)。

山茶花と椿(ツバキ)はそっくりな花を咲かせるため、それを見分けるのはとても難しく、プロの庭師さんも時には間違えることもあるとか。その違いを見分ける方法はいくつかあるようですが、一番見分けやすいのは花の散りの方のようです。山茶花は、花が散る時は花びらが落ち、椿は、花首からポロリと落ちるとのこと。

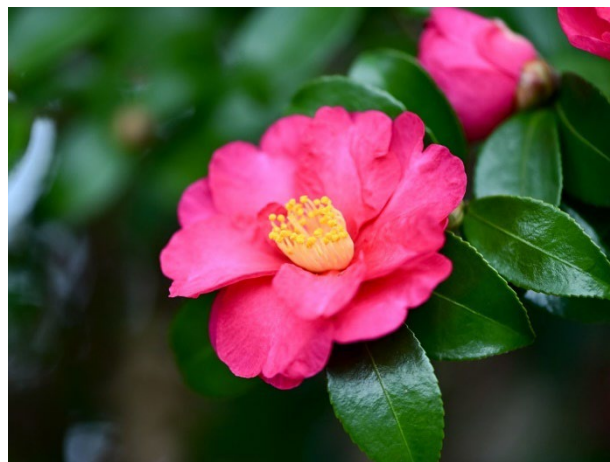
掲載の写真は、およそ四半世紀前、子供の小学校入学の記念樹として市からいただいたものですが、これまで山茶花とばかり思っていました、もしかしたら椿かもしれないと・・・自信が揺らいでいます。

いよいよ今年も残りわずかとなりましたが、皆様にとって今年はどうな一年だったでしょうか。

夏はとにかく暑かったという記憶しかなく、夏(6月~8月)の平均気温が1898年の統計開始以来最も高かったというのも納得です。そして秋が来たと思ったらあっという間に冬になり、気候変動を実感した年でした。来る2024年が皆様にとって素晴らしい年となりますようお祈り申し上げます。



さて、今回の協議会だよりは、今年4月以降協議会に寄せられた質問の中から、多くの活動組織に関係するものをピックアップして回答とともにお届けします。4月から本号が出るまでのおよそ9か月間に寄せられた質問は、実に73件に達し、内容も多岐にわたっています。隔月で発行される協議会だよりでもQ&Aを2つずつ掲載していますがとてもお伝えしきれません。今回の協議会だよりが、日頃の活動の一助になれば幸いです。


なお、本協議会のホームページにあるQ&Aも定期的に更新していますので、活動に当たって疑問が生じた際などにご覧いただければと思います。また、協議会では市町村、地域振興局を通じて随時質問をお受けしていますので、お気軽にお問い合わせください。




## Q&amp;A(協議会に寄せられた質問)

Q. 質問	A. 回答
<p>認定農用地周辺の耕作者がいない農地の草刈りは、交付金の対象となるか？</p> 	<p>認定農用地周辺の耕作者がいない農地が、雑草の繁茂により病害虫の発生源になるなど、保全対象農用地に悪影響を及ぼし遊休化する恐れがある場合は、認定農用地周辺の農地の草刈りは、農地維持活動「4 遊休農地発生防止のための保安全管理」に該当し、交付金の対象になると考えます。</p> <p>なお、一般的には、交付金の活動として周辺農地に対して活動を行うのであれば、交付対象面積にカウントしない認定農用地とすることが必要と考えます。</p> <p>また、周辺農地の草刈りに当たっては、活動組織内の合意形成を図るとともに、事前に地権者の了解を得てください。</p>
<p>鳥獣害防護柵周辺の草刈りを林縁部の藪まで広げた場合、農地維持の「6 鳥獣害防護柵等の保守管理」と資源向上(共同)の多面的機能の増進を図る活動「53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の両方に該当するか？</p>	<p>農地維持の「6 鳥獣害防護柵等の保守管理」は、防護柵の下草刈りや簡易補修により適正な管理を行うものです。</p> <p>一方、多面的機能の増進を図る活動の「53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」は、支援対象とする取組内容として、対策施設の設置や鳥獣害緩衝帯の整備・保全、農地周りの藪等の伐採などが示されています。</p> <p>質問の鳥獣害防護柵周辺の草刈りについて、単に作業範囲を林縁部の藪まで広げたとしても、藪の伐採範囲が緩衝帯としての機能を発揮するなど、鳥獣被害防止対策の強化につながるものでなければ、増進を図る活動には該当しないものと考えます。</p>
<p>鳥獣被害の有無を確認するための見回り(猟友会が設置した罠の確認を含む)は、どの活動項目に該当するか？</p> 	<p>質問の活動は、農地維持活動の「4 遊休農地発生防止のための保安全管理」に該当するものと考えます。</p> <p>また、猟友会と協力して罠を設置する場合、その活動は、多面的機能の増進を図る活動「52 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」(鳥獣被害防止のための対策施設の設置)に該当するものと考えます。</p>
<p>他の国庫補助事業で設置した鳥獣害防止用の電気柵を移設する費用に交付金を充てることができるか？</p>	<p>認定農用地を鳥獣害から守るために移設するのであれば、材料費、人件費(作業日当)いずれも交付金から支出することは可能と考えます。また、3つの交付金のうち、資源向上(共同)の交付金から支出するのが、より適切と考えます。</p> <p>なお、国庫補助が入った電気柵の移設であることから、事前に何らかの手続きが必要か確認をお願いします。</p>
<p>活動組織が管理しているため池が村外にある場合、交付金の対象施設とすることができるか？</p>	<p>ため池が村外にあっても、活動計画書の中で、活動の対象施設として位置付ければ、交付金の対象になると考えます。</p>

Q. 質問	A. 回答
<p>畑かん施設(ポンプ、電気設備等)の補修、更新に交付金を充てることができるか？</p>	<p>資源向上(共同)、資源向上(長寿命化)いずれの交付金も充てることが可能ですが、取組の内容によって、どの交付金を充てるのがより適切かを判断することになります。</p> <p>なお、活動に当たっては、それらの施設を活動計画書に位置付けた上で実施してください。</p>
<p>活動組織が管理している揚水ポンプを長寿命化で更新することは可能か？</p> 	<p>要綱基本方針(別紙3 長寿命化)で 62 水路の更新等に「②付帯施設」として、「老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプの更新等の対策を行うこと。」との記載があり、更新は可能と考えます。</p> <p>なお、ポンプの所有者、管理者の役割分担を明確にするとともに、活動組織が主体となってポンプを更新する必要性を整理することが必要です。また、当該揚水ポンプが、活動計画書の長寿命化を図る活動に位置付けられていること、工事費が 200 万円を超える場合は、長寿命化整備計画の協議が必要となる点にご留意ください。</p>
<p>交付金を使って除塵機の点検を専門業者に外注することは可能か？</p>	<p>除塵機の点検は、地域資源の基礎的な保全活動の「9 水路付帯施設の保守管理」に該当し、作業委託等の外注については、当該活動が規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合は可能としています。</p> <p>このことから、専門業者への外注による点検(機能診断)の実施は、可能と考えます。</p>
<p>渇水時に、地下水や湧水を汲み上げて水路に流すポンプのリース料に交付金を充てることができるか？</p> 	<p>営農に関する経費は、交付金の対象となりませんので、単に用水不足を補うためにポンプを使用するのであれば、そのリース料に交付金を充てるとは困難と考えます。</p> <p>ただし、共同活動の「50 資源循環」の活動として、水循環の推進など地域資源の活用を図るための活動に係る経費は、交付金の対象となることから、それぞれの地域の水事情等により個別に判断することになります。</p> <p>水路等の適切な維持管理などの観点から、活動組織が行う活動として妥当か精査し、交付金の対象とすることが可能か否かを判断する必要があると考えます。</p>
<p>活動組織が所有する草刈り機の修理費は、農地維持、共同、長寿命化いずれの交付金のどの費目から支出するのが適当か？</p>	<p>草刈り機の修理費は、一般的には農地維持のその他支出で処理するのが適当と考えます。</p> <p>金銭出納簿では、分類は「その他支出」、区分は「1」(農地維持・共同)とし、内容欄に修繕の状況を記載します。また、備品台帳の備考欄に修繕履歴を記載するなど、適切な整理が必要と考えます。</p> <p>なお、修理に当たっては、その金額によって、草刈り機の耐用年数を勘案し、修理か更新かを検討する必要があります。</p>

Q. 質問	A. 回答
<p>農村環境保全活動の取組として花の植栽を行っているが、その管理を社会福祉協議会の利用者に日当を支払ってお願いすることはできるか？</p> <p>その際、注意すべき事項は何か？</p> 	<p>質問の内容は、多面的機能の増進を図る活動のうち「57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」に該当すると考えられることから、社会福祉協議会の利用者に日当を支払って植栽した花の管理をしてもらうことは可能と考えます。その際、注意すべき事項として、以下の3点が考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①日当の支払は、参加者(利用者)個人へ支払うことが基本ですが、社会福祉協議会へ一括支払うことも可能です。ただし、社会福祉協議会に一括して日当を支払った場合は、社会福祉協議会から参加者(利用者)への支払が証明できる受領サインを必ずもってください。</li> <li>②日当を支払うために社会福祉協議会や参加者(利用者)を組織の構成員にする必要はありませんが、社会福祉協議会と覚書や協定を締結するなどして、活動の内容を明確しておく必要があると考えます。</li> <li>③日当の額の決め方は、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価や社会福祉協議会における同様の取組の単価等を参考に決定してください。なお、この単価については、活動組織内で合意形成を図り、構成員に周知してください。</li> </ol>
<p>子ども会と協力して実施した「農場見学」及び「りんごの収穫体験」は、多面的機能の増進を図る活動「57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」に該当するか？</p> 	<p>多面的機能の増進を図る活動の「57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」について、その支援対象とする取組内容として、<u>教育機関等と連携した農業体験等を通じた交流活動等</u>、<u>地域資源の有する教育の場としての機能増進を図る活動</u>が示されています。</p> <p>子ども会と協力して実施した「農場見学」及び「りんごの収穫体験」は、農業体験を通じた交流(世代間交流)に該当するとともに、日頃農業に接する機会の少ない子どもに直に農業に触れる場を提供するなど、教育の場としての機能増進も図られることから、多面的機能の増進を図る活動に該当するものと考えます。</p>
<p>草刈り作業員をマッチングサービス等利用して募集した場合、当該作業員への支払は、支出費目の日当(作業日当)、その他支出(アルバイト賃金)のいずれが適当か？</p>	<p>草刈り等の共同活動に構成員と同様に参加していただくのであれば、日当(作業日当)が適当と考えます。活動に当たっては、傷害保険の加入等にご配慮ください。</p> <p>募集した草刈り作業員が活動組織の構成員になり、継続して活動に参加してもらうことが望ましいのですが、必ずしも構成員になる必要はないと考えます。</p> <p>なお、当該作業員の連絡先等を確認するとともに、作業日報(活動記録)や日当の受領サインなど、必要な書類の整備をお願いします。</p>

Q. 質問	A. 回答
<p>日当の時間当たり単価が、県内の最低賃金の時給を下回っているが、問題ないか？</p> 	<p>最低賃金の対象となる賃金は、「毎月支払われる基本的な賃金」が対象となるため、多面的機能支払事業の日当については、適用の対象外となります(厚生労働省HP参照)。</p> <p>なお、日当の単価は、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて決定することとされており、単価根拠を整理するとともに、全構成員への周知にご配慮ください。</p>
<p>経営所得安定対策における水田活用の直接支払交付金は、5年間に一度も水張が行われない農地は交付対象から外れるが、多面的機能支払交付金との整合はいかに？</p>	<p>多面的機能支払交付金実施要領では、田は、湛水するための畦畔及びかんがい機能を有している土地と規定しています。また、地目は登記簿上の地目ではなく、現況を総合的に判断して決めます。そのため、近い将来田としての使用が見込まれる場合は、水張の有無にかかわらず、田の扱いになると考えます。</p> <p>なお、事業により田の定義が異なっていますので、それぞれの事業の要綱・要領に従ってご対応をお願いします。</p>
<p>田の一部を手畔で区切り、菜園や育苗ハウス等に行っている場合、田と畑、いずれの交付単価を適用すべきか？</p>	<p>田一筆の中が手畔等で区切られ、果樹が植えられていたりガラスハウスがあるなど、今後も田としての利用が見込まれない場合は、一筆を利用状況により、田と畑とに区分して交付単価を適用する必要があると考えます。</p>
<p>資源向上(長寿命化)において、活動組織の構成員がどのような作業を実施すれば、直営施工を実施したことになるのか？</p> 	<p>直営施工による本体工事の実施のほか、外注での施工時に、施工業者が行うべき工程の一部を活動組織が直営で実施した場合、例えば、準備工としての草刈りや資材の運搬、施工現場の準備、後片付け、仮設に伴う作業なども直営施工に該当するものと考えます。</p> <p>なお、直営施工を実施した場合は、作業日報等に記録するとともに、作業状況の写真もできる限り撮影しておいてください。</p>
<p>農作物の収穫に感謝して行われる秋祭りの獅子舞やお囃子について、その継承に係る取組は、多面的機能の増進を図る活動の「58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化」に該当するか？</p> 	<p>農業に関連した行事だからと言って、一律に該当するとは言えず、ケースバイケースで該当するか否かを判断します。</p> <p>例えば、地域の伝統行事である花田植えの練習や実演を通じて、世代間の交流や地域との結びつきを深化させるなどといった場合は、多面的機能の増進を図る活動の「58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化」に該当すると考えられますが、各地域の実情により異なってきます。</p> <p>獅子舞やお囃子の練習や演舞・演奏を通じて世代間の交流を深化させるとともに、多面的機能支払事業の広報活動の一環になる場合などは、該当した活動になると考えます。</p> <p>なお、交付金からの支出に当たっては、特定の宗教の支援とならないよう、慎重に検討する必要があります。</p>

Q. 質問	A. 回答
<p>活動エリア内で市民農園を開設する場合、対象農用地とすることは可能か？</p> 	<p>活動エリア内で市民農園を開設する場合、市町村等公的機関による開設、個人による開設が考えられますが、何れも法律等に基づく所定の手続きを前提に、以下の条件を満足すれば対象農用地にすることは可能と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興地域の整備に関する法律第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあること</li> <li>・ 市民農園で耕作する者(利用者)が、全て当該活動組織の構成員として活動に参加すること</li> <li>・ 市民農園の農地が、活動計画に基づく活動により、適正に保全されること</li> </ul> <p>なお、対象農用地を市民農園の開設に伴い対象農用地から除外する場合は、交付金の遡及返還が必要となりますので、ご注意ください。</p>
<p>地域計画(農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画)に地域資源保全管理構想に準ずる記載がある場合、同構想の作成は不要とされているが、こういった内容・程度であれば、準ずる記載と判断されるのか？</p> 	<p>地域計画の対象エリアに、活動組織の実施区域が含まれていることを前提として、準ずる記載とは、地域資源保全管理構想の記載項目である</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①地域で保全管理していく農用地及び施設</li> <li>②地域の共同活動で行う保全管理活動</li> <li>③地域の共同活動の実施体制</li> <li>④地域農業の担い手の育成・確保</li> <li>⑤適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策</li> </ol> <p>の内容が、地域計画の中で読み取れることが必要であると考えます。</p> <p>地域計画の記入例を見ますと、地域資源保全管理構想の内容の一部が含まれているため、③地域の共同活動の実施体制、⑤適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策などの内容を加えることにより、準ずる記載になると思われませんが、準ずる記載か否かの最終的な判断は、市町村に委ねられていると考えます。</p>

## 協議会から

協議会は、多面的機能支払事業に関する質問、相談をお受けしていますので、お気軽にお問い合わせください。

■問い合わせ先  
長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会  
担当：小田切  
TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352  
Eメール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp  
URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>